

○諏訪市公用車広告掲載実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市の取り扱う庁用自動車（以下「公用車」という。）の広告掲載に関し、諏訪市広告掲載取扱要綱（平成28年諏訪市告示第16号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の募集)

第2条 広告の募集は、広報すわ及び市ホームページへの募集記事の掲載、その他の方法により行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第3条 広告掲載の申込みを行おうとする者（以下「申込者」という。）は、諏訪市公用車広告掲載申込書（様式第1号 以下「申込書」という）に、掲載しようとする広告の原稿案及び申込者の事業内容等が記載された書類（申込者が広告代理店の場合は、申込者及び広告主の事業内容等が記載された書類）を添えて、市長に提出しなければならない。

2 広告の原稿案は、申込者の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載の決定等)

第4条 市長は、前条の規定による申込書等の提出を受けたときは、内容等を審査し広告掲載の可否を決定し、その結果を諏訪市公用車広告掲載決定通知書（様式第2号）により、申込者に通知するものとする。

2 市長は、広告の内容、デザイン等（以下「広告の内容等」という。）が要綱第3条第1項各号に規定する基準に抵触し、又はそのおそれがあると認めるときは、前項規定による決定であっても広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

3 市長は、広告の可否を審査するに当たり、必要があると認めるときは、要綱第12条に規定する諏訪市広告審査委員会の意見を聴くことができる。

4 広告掲載可能台数を超える応募があった場合は、要綱第5条第1項に規定する順位により広告掲載の可否を決定するものとする。

5 前項の規定による順位が同一となる場合は、前条の規定による申込みが早い申込者を優先して広告掲載の可否を決定する。

(事前協議)

第5条 広告主は、広告の内容等に関して事前に市長と協議しなければならない。

(広告料)

第6条 広告料は、市長が別に定める。

(広告料の納入)

第7条 広告主は、市長が指定する期日までに、市が発行する納入通知書により広告料を一括して市に納入しなければならない。

(広告掲載の基準)

第8条 次のいずれかに該当する広告は、広告掲載することができない。

- (1) 要綱第3条第1項各号の基準
- (2) 車両運行上の支障となるもの
- (3) 地色が信号機又は道路標識等の効用を妨げるおそれのあるもの
- (4) 都市景観と調和を損なうおそれのあるもの
- (5) 周囲の運転者の注意力を散漫にさせるおそれのあるもの
- (6) その他道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

(広告の掲載方法)

第9条 広告の掲載は、ラッピング・フィルム、カッティング・シート等剥離が可能な素材を車体に貼付するものとし、車体塗装は行わないものとする。

2 広告掲載の位置及び面積は、車両の用途及び運行の安全を妨げない範囲において、車両ごとに市長が定める。

(広告の作成等)

第10条 広告の作成、掲載及び撤去は、広告主の責任において行い、その費用は全て広告主が負担するものとする。

2 広告主は、広告の掲載又は撤去を行おうとするときは、公用車の用途及び運行業務に支障が生じないよう市長と協議の上、日程及び工程を決定し、市長の指示に従って行うものとする。

3 広告の掲載又は撤去により公用車の車体表面、塗装、構造等を毀損し、又は破損したときは、広告主が経費を負担して現状回復するものとする。

4 市長は、広告主が前項の義務を履行しないときは、公用車から当該広告を撤去し、又は公用車を現状に復し、広告主からその費用を徴収することができる。

(広告の修復)

第11条 天災その他の不可抗力による場合を除き、広告掲載の期間中に市の責において広告が毀損し、又は破損したときは、市が経費を負担して当該広告の修復を行うものとする。

2 経年に起因する広告物の色あせ等の劣化については、市が経費を負担する修復の対象としないものとする。

(広告掲載の期間)

第12条 広告掲載の期間は、1月を単位として、市長が定めた期間とする。

(広告掲載の取消通知)

第13条 市長は、要綱第10条の規定により広告掲載の決定を取り消したときは、諏訪市公用車広告掲載取消通知書(様式第3号)により広告主に通知するものとする。

(広告掲載の取りやめ)

第14条 広告主は、広告掲載期間中において、広告を取りやめようとする場合は、事前に市長に、諏訪市公用車広告取下げ・停止申出書(様式第4号)を提出しなければならない。

(広告の撤去)

第15条 広告掲載の決定の取り消しがなされた場合又は広告主が広告掲載を取りやめた場合であって、当該決定に係る広告掲載を既に行っているときは、広告主は、当該広告を撤去しなければならない。

2 市長は、広告主が前項の義務を履行しないときは、公用車から当該広告を撤去し又はその公用車を現状に復し、広告主からその費用を徴収することができる。

(広告の変更)

第16条 広告主は、広告掲載の期間中に、当該広告の内容を変更しようとするときは、市長の審査を受け、その承諾を得なければならない。

(広告料の還付)

第17条 要綱第11条ただし書の規定により還付する広告料は、納付された広告料から広告掲載した期間(1月に満たないときは1月)を差し引いた額を月割で還付するものとする。この場合において、返還額に1円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。

2 前項の規定により返還する広告料には利子を付さない。

(補則)

第18条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年9月1日から施行する。